

法務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令案 新旧対照条文

(傍線部分)は改正部分)

改 正 案					現 行				
別表第1 行政文書の保存期間基準					別表第1 行政文書の保存期間基準				
事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
(略)					(略)				
その他の事項					その他の事項				
(略)					(略)				
32	保護観察、更生緊急保護及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整に関する	(1) 生活環境調整に関する重要な経緯 ①収容中の者に対する生活環境の調整に関する個別記録 ②裁判確定前の生活環境の調整に関する個別記録	事件が終結する日に係る特定日以後3年	・刑事施設被収容者生活環境調整事件記録 ・少年院・婦人補導院に収容中の者の生活環境調整事件記録 ・裁判確定前の生活環境調整事件記録	32	保護観察、更生緊急保護及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整に関する	(1) 生活環境調整に関する重要な経緯 ①収容中の者に対する生活環境の調整に関する個別記録 ②裁判確定前の生活環境の調整に関する個別記録	事件が終結する日に係る特定日以後3年	・刑事施設被収容者生活環境調整事件記録 ・少年院・婦人補導院に収容中の者の生活環境調整事件記録 ・裁判確定前の生活環境調整事件記録

	事項	(2) <u>仮釈放中又は刑の一部の執行猶予の一部の執行猶予の期間中の保護観察に関する重要な経緯</u>	<u>仮釈放中又は刑の一部の執行猶予の期間中の保護観察事件に関する個別記録</u>	保護観察が終了する日に係る特定日以後10年	・保護観察事件記録		事項	(2) <u>仮釈放者の保護観察に関する重要な経緯</u>	<u>仮釈放者の保護観察事件に関する個別記録</u>	保護観察が終了する日に係る特定日以後10年	・保護観察事件記録
		(3) <u>仮釈放中又は刑の一部の執行猶予の期間中の保護観察以外の保護観察に関する重要な経緯</u>	<u>仮釈放中又は刑の一部の執行猶予の期間中の保護観察事件以外の保護観察事件に関する個別記録</u>	保護観察が終了する日に係る特定日以後5年	・保護観察事件記録			(3) <u>仮釈放者以外の者の保護観察に関する重要な経緯</u>	<u>仮釈放者以外の者の保護観察事件に関する個別記録</u>	保護観察が終了する日に係る特定日以後5年	・保護観察事件記録

	(4) 更生緊急保護に関する重要な経緯	更生緊急保護に関する個別記録	事件が終結する日に係る特定日以後3年	・更生緊急保護事件記録
	(5) 刑の執行停止中の者の保護に関する重要な経緯	刑の執行停止中の者の保護に関する個別記録	事件が終結する日に係る特定日以後10年	・刑の執行停止中の者の保護に関する事件記録
(略)				

	(4) 更生緊急保護に関する重要な経緯	更生緊急保護に関する個別記録	事件が終結する日に係る特定日以後3年	・更生緊急保護事件記録
	(5) 刑の執行停止中の者の保護に関する重要な経緯	刑の執行停止中の者の保護に関する個別記録	事件が終結する日に係る特定日以後10年	・刑の執行停止中の者の保護に関する事件記録
(略)				

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置	
(略)			
その他の事項			
(略)			
32	保護観察, 更生緊急保	(1) 生活環境調整に関する重要な経緯	廃棄

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置	
(略)			
その他の事項			
(略)			
32	保護観察, 更生緊急保	(1) 生活環境調整に関する重要な経緯	廃棄

護及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整に関する事項	(2) <u>仮釈放中又は刑の一部の執行猶予の期間中の保護観察に関する重要な経緯</u>		護及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整に関する事項	(2) <u>仮釈放者の保護観察に関する重要な経緯</u>	
	(3) <u>仮釈放中又は刑の一部の執行猶予の期間中の保護観察以外の保護観察に関する重要な経緯</u>			(3) <u>仮釈放者以外の者の保護観察に関する重要な経緯</u>	
	(4) 更生緊急保護に関する重要な経緯			(4) 更生緊急保護に関する重要な経緯	
	(5) 刑の執行停止中の者の保護に関する重要な経緯			(5) 刑の執行停止中の者の保護に関する重要な経緯	
(略)			(略)		